

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 野呂田 智義

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | グループウェアシステム及び関連機器保守業務 一式 |
| (2) 調達仕様 | 業務仕様書による。 |
| (3) 履行期間 | 業務仕様書による。 |
| (4) 履行場所 | 業務仕様書による。 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「ソフトウェア開発」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) SG-Garoon の認定資格を保有している技術者が 1 名以上常勤しており、当該技術者を本業務に配置できる体制を有していること。
- (6) JIS Q 27001（ISO/IEC27001）又は ISMS の認証を取得していること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1 - 1 - 2 5
GRC 横浜ベイリサーチパーク 6 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電話 0 4 5 - 2 7 7 - 0 1 3 3
F A X 0 4 5 - 2 7 7 - 0 2 1 8
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「グループウェアシステム及び関連機器保守業務 一式入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「グループウェアシステム及び関連機器保守業務 一式入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等	仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年10月14日まで上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書14日までに記載）又はファックスにて質疑を受けること。当日明書の質疑を行うと入札説明会に代える。場合も随時受け付けること。当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。 ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等個人を侵害するおそれのある記述がある場合のみは、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。
5 . 証 明 に 関 す る 事 項	競争参加者は、上記2.（5）、（6）を証明する証明書等を提出しなければならない。 （1）証明書等 詳細は入札説明書による。 （2）提出場所 3. ①に同じ。 （3）提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 7 日 1 2 時 0 0 分
6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等	（1）入札の日時及び場所 令和 8 年 1 0 月 2 9 日 1 4 時 0 0 分 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1－1－25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室 （2）郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和 8 年 1 0 月 2 9 日 1 2 時 0 0 分 3. ①に同じ。
7 . そ の 他	（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。 （2）入札保証金及び契約保証金 免除。 （3）入 札 の 無 効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。 （4）契約書作成の要否 要。 （5）落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 （6）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。 （7）詳細は入札説明書による。
8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表	（1）公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。 （2）公表する情報 上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び

- 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：<https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/koutekikikenkyuhifuseiboushi.html>）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

グループウェアシステム及び関連機器保守業務

2. 目 的

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が運用している既存のグループウェアシステム及び関連機器の保守期間満了に伴い、システムの可用性・安全性・継続性を確保することを目的として、運用保守業務を継続するものである。

3. 保守範囲

（1）対象システム

- サイボウズ Garoon（パッケージ版）
- アカウント数：1,800

（2）対象機器

- アプリケーションサーバ（DELL 社製）
- 外付けバックアップ装置（バッファロー社製）
- バックアップソフト（Arcserve UDP）
- 無停電電源装置（APC 社製 UPS）

4. 業務内容及び実施場所

以下の業務を請負者指定場所において実施すること。

1. 運用支援業務（問合せ対応、設定支援等）
2. 保守業務（定期点検、更新対応等）
3. 障害対応業務
4. セキュリティ対応業務
5. 報告・改善業務

5. 資格等

- SC-Garoon の認定資格を保有している技術者が 1 名以上常勤しており、当該技術者を本業務に配置できる体制を有すること。
- 請負者は JIS Q 27001（ISO/IEC27001）又は ISMS の認証を取得していること。

6. 履行期間

令和 8 年 12 月 1 日 から 令和 11 年 11 月 30 日

7. 業務条件

(1) 運用保守要件

- システムの良好な運用を確保するため、請負者は業務に精通した技術者を配置し、月次で定期保守を実施すること。定期保守は、リモート又は機構本部事務所サーバ室においてアプリケーションサーバへアクセスし、システムの稼働状況確認及び対応（イベントログ及びエラーログ確認、ディスク使用率の確認（使用率が80%以上となった場合は機構担当者へ報告すること。）、バックアップ実行確認、パフォーマンス確認を含む）、Windows Update 及び NAS ファームウェアアップの最新版適用を行うこと。
- 対象システム及び対象機器（「3. 保守範囲」に定めるもの）において、サービス停止等の重大障害が発生した場合は、平日（月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び年末年始を除く）の午前9時00分から午後5時00分の間において、受付後4時間以内に原因調査を開始し、調査結果を機構担当者へ報告すること。
- その他の障害については、速やかに原因を調査し、復旧日程等について機構担当者と協議を行い、復旧作業を行うこと。
- 請負者は、本業務に従事する作業員等に対し、情報セキュリティ対策に関する教育及び情報セキュリティ研修を実施すること。
- 定期保守作業及び障害復旧作業後は、その内容を文書及び電子媒体により報告すること。
- 機構担当者からの問合せに対し、電話又はメールにより迅速に対応すること。
- 人事異動又は組織改編に伴う設定変更作業において、想定外の障害等が発生した場合には、技術的な支援を行うこと。
- 既存又は今後発見されたグループウェアシステムの脆弱性に対し、速やかに適切な対応を行うこと。また、脆弱性対応のためのアップデート作業を年5回まで実施すること。ただし、緊急性の高いセキュリティ対応についてはこの限りではない。

(2) ハードウェア保守要件

- 既存アプリケーションサーバについて、既存ハードウェア保守の延長手続きを行うこと。延長期間は、「6. 履行期間」に準ずる。なお、支払いは延長開始日（令和9年4月4日）を含む年度に行うものとする。
 - － 該当機器：デルテクノロジーズ PowerEdge R450 1台
 - － 既存保守契約：ProSupport Plus
 - － 既存保守期間：令和5年9月14日～令和9年4月3日

(3) ソフトウェア保守要件

- Garoon のアップデート作業を本業務に含むこと。現在運用中のパッケージ版 Garoon5 を最新版の Garoon6 へバージョンアップすること。作業日程については、契約締結後に機構担当者と協議の上決定すること。なお、アップデート作業は、休日に実施するものとし、事前バックアップ取得、バージョンアップ作業、動作確認及び作業報告を含むものとする。また、バージョンアップライセンスやその他作業に係る一切の費用は本業務に含むこと。
- 既存の Arcserve UDP によるバックアップに関する保守についても本業務に含み、障

害発生時の一次切り分けは請負者が実施し、必要に応じてライセンス提供元と連携すること。

- Arcserve UDP の利用ライセンス料についても本調達に含むこと。ライセンス継続期間は、「6.履行期間」に準ずる。なお、支払いは継続ライセンス開始日（令和 9 年 10 月 1 日）を含む年度に行うものとする。
 - － 既存ライセンス：Arcserve UDP 9.x Advanced -Server 4years
 - － 既存ライセンス期間：令和 9 年 9 月 30 日まで

8. 成果品

成果品は日本語にて記載された以下のものを納品すること。

- 月次の定期保守報告書【7-1.運用保守要件】
- （定期保守以外で作業をした場合）作業報告書【7-1.運用保守要件】
- ハードウェア保守延長の証明書【7-2.ハードウェア保守要件】
- アップデート作業にかかる環境設定書及び作業報告書【7-3.ソフトウェア保守要件】

なお、納品場所は下記のとおりとする。

国立研究開発法人水産研究・教育機構本部事務所内の指定場所

〒221-8529 横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6 階

9. その他遵守事項

本業務に関する遵守事項について、請負者は以下の事項を遵守すること。

- 他の事業者と連携又は調整が必要となった場合は、機構担当者の承認を得た上で、相互に協調し、円滑な業務遂行を図ること。また、業者間で打ち合わせ等を実施した場合は、議事録を作成し、速やかに紙媒体及び電子媒体により報告すること。
- 本業務の実施に当たり、機構が貸与する物品及び資料等については、請負者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。
- 請負者の故意又は過失により、業務上の事故もしくは災害を発生させ、機構又はシステム利用者に損害を与えた場合は、その全ての損害を賠償すること。
- 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上、決定するものとし、請負者の一方的な解釈によらないこと。
- 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務終了後も同様とすること。